

<国における改正の概要>

改正前		改正後	
本則	幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた保育教諭	本則	幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた保育教諭
附則1 (H32.3.31までの経過措置)	幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭	附則1 (H32.3.31までの経過措置)	幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭

今回の改正で追加された特例

附則2 (当分の間)	朝夕等、園児が少数である時間帯において、必要となる園児の保育等に直接従事する職員の数が1人となる場合には、保育教諭1名、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(以下、「知事が認める者」という。)1名を配置することが可能(第5条)
	保育教諭は、小学校教諭又は養護教諭(以下、「小学校教諭等」という。)の普通免許状を有する者をもって代えることが可能(補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できない)(第6条)
	1日に8時間を超えて開所するなど、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員見合いで必要な職員の数を超える場合については、超えた部分の職員を知事が認める者をもって代えることが可能(補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できない)(第7条)
	上記、の特例を適用する場合には、基準上で置かなければならない職員の数の1/3以下(第8条)

職員配置のイメージ

改正前		改正後	
幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭(10割)		幼稚園教諭免許状を有し、 又は、保育士登録を受けた保育教諭 (2/3以上)	・小学校教諭等 ・一定の要件で知事が認める者 (合計で1/3以下)

# 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正について

資料3 - 4

## <都における改正案の概要>

現行	
本則	幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた保育教諭
附則1 (H32.3.31までの経過措置)	幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭 ただし、 1 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。 2 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする。 3 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

網掛け部分は都独自の基準

改正案	
本則	幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた保育教諭
附則1 (H32.3.31までの経過措置)	幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭 ただし、 1 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。 2 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする。 3 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

### 今回の改正案で追加する特例

附則2 (当分の間)	朝夕等、園児が少数である時間帯において、必要となる園児の保育等に直接従事する職員の数が1人となる場合には、保育教諭1名、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(以下、「知事が認める者」という。)1名を配置することが可能
	保育教諭は、小学校教諭又は養護教諭(以下、「小学校教諭等」という。)の普通免許状を有する者をもって代えることが可能(補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できない)。
	1日に8時間を超えて開所するなど、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員見合いに必要な職員の数を超える場合については、超えた部分の職員を知事が認める者をもって代えることが可能(補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できない)。
	上記、の特例を適用する場合には、基準上で置かなければならない職員の数の1/3以下

### 職員配置のイメージ

#### 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員

保育士登録を受けた常勤の職員(6割)	幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭(4割)
--------------------	----------------------------------

#### 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員

保育士登録を受けた職員(10割)	
------------------	--

#### 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員

保育士登録を受けた常勤の職員(6割)	・小学校教諭等 ・一定の要件で知事が認める者 (合計で1/3以下)
--------------------	---

幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭

#### 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員

保育士登録を受けた常勤の職員(2/3以上)	・小学校教諭等 ・一定の要件で知事が認める者 (合計で1/3以下)
-----------------------	---

#### 都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の要件

児童福祉法で定める児童福祉施設等で継続して、1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者(継続して勤務した期間中の勤務実績は少なくとも月平均80時間以上)  
児童福祉法で定める家庭的保育者 子育て支援員研修事業実施要綱に基づく子育て支援員研修のうち、地域型保育の研修を修了した者 であり、施設長及び設置者代表者が保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。